

広島県告示第五百七十六号

卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第五十八条第一項の規定によつて、次のとおり地方卸売市場の卸売業務を許可した。

平成二十一年六月四日

広島県知事 藤 田 雄 山

許可番号	広島県第 八十号	
卸売業者 の名称	尾三青果株 式会社	
卸売業務を行う市場	名称	尾道総合食品 地方卸売市場
	所在地	尾道市東尾道七番 二
取扱品目	青果物	
許可年月日	平成二二年五 月二七日	